令和６年第３回　飯塚市議会会議録第３号

　令和６年９月９日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第７日　　９月９日（月曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（江口　徹）

　これより本会議を開きます。９月６日に引き続き、一般質問を行います。８番　藤堂　彰議員に発言を許します。８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　無所属無会派の藤堂です。平素は行政サービスの維持・向上にご尽力いただき、ありがとうございます。通告に従い質問をさせていただきます。「景観について」と、「市職員の働き方について」、２点ご質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、「景観について」ですが、特に市道沿いの街路樹について、お伺いいたします。６月議会でも奥山議員から質問が上がっておりましたが、話の内容としては主に根上がりについてだったと認識をしております。一般的に、街路樹は景観の一部として、美しい並木道、また四季を感じさせてくれる側面がございますが、近年では、落葉や虫、視認不全など、市民の皆様から多数のご相談を頂いている状況にございます。老木化からくる倒木、最近、報告にもございました落枝による交通事故や交通遮断、道路照明や信号、標識等の阻害、根上がりと多くの課題があり、街路樹は、時代背景とともに役目が変わったのではないかと感じているところでございます。街路樹があることで享受できるものももちろんございますが、今はそうではない部分のほうが大きいのではないかと考えておるわけでございます。

それでは、幾つか質問させていただきます。まず、本市の市道における街路樹植栽の経緯及び本数について、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　本市が管理する市道における街路樹植栽の経緯につきましては、昭和４０年代から昭和５０年代にかけて、主要幹線道路の新設整備の際に、道路構造令等に基づき設置されたものでございます。

街路樹の本数につきましては、現在、街路樹管理業務委託により剪定・防除等の対応を行っております本数になりますが、市内の幹線道路４３路線において、高木が約３千本となっております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　主要幹線道路の４３路線で高木が３千本、それ以外にも存在していると認識しておって、その数は大体３千本以上だと思うんですが、その街路樹の必要性及び効果についてお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　街路樹の必要性及び効果につきましては、街路樹は四季折々に姿を変え、道路利用者は安らぎや潤いを享受し、沿道の景観を豊かにする効果だけでなく、車のライトの軽減、歩行者の安全確保、騒音・ＣＯ２の吸収や涼しさなど、環境緩和や快適性の効果、災害発生時の火災延焼防止やガラスの飛散防止、防風効果等があり、都市環境に必要なものとされております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　街路樹には多くのメリットがあることを再確認いたしました。また、街路樹自体は市の財産、市民の財産であるとも認識をしております。

　では一方で、街路樹に対する市民の皆様からの問合せや要望について、現在どのような声が届いているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　市民の方からの街路樹に対する問合せや要望につきましては、代表的なものとして、街路樹の根上がりによる歩道の段差解消、害虫被害による街路樹の防除や伐木の要望、落ち葉による路面清掃、剪定の要望、道路に張り出した街路樹の枝等の剪定の要望、家屋等に張り出した街路樹の剪定・伐木の要望、倒木の危険性がある老木化した街路樹の伐木の要望といった様々な要望が寄せられております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　市民の皆様から多くのご要望をいただいているとのことですが、その対応については、街路樹の維持管理費の予算から出ていると思いますが、年間でどのぐらい予算を確保しているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　令和５年度の予算になりますが、街路樹の維持管理のための予算額は３２７６万２千円となっており、維持管理の内容につきましては、市内全体４３路線のうち、主要な幹線道路２６路線について、おおむね年２回程度、その他の幹線道路１７路線につきましては随時実施し、通行の安全確保に努めております。

維持管理の具体的な対応としましては、街路樹の伐採のほか、樹木の剪定、防除、除草剤等の散布、幹ぶき撤去などの処置を行っております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　年間３千万円以上と、決して小さくない金額であると認識をしております。これまでの質問は維持管理費の予算について質問させていただきましたが、街路樹の伐採となると、当然、安くない金額がかかってくると思いますが、街路樹伐採の予算についてはどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　伐採・伐木の予算につきましては、現在、単独で伐採・伐木の予算として計上していないことから、先ほど答弁させていただいた街路樹の維持管理のための予算の範囲内で、市民の方からの伐木の要望に対して、現地確認の上、緊急性がある場合につきましては、伐採・伐木を業者発注により対応しております。また、予算の関係で、業者発注できない小規模な伐採・伐木、枝の剪定、倒木の撤去に関しましては、市職員にて対応しているところでございます。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　現状、伐採の予算はなく、維持管理費から運用していると。そして、職員はそれに都度対応しているということを理解いたしました。

最後に、今後の街路樹の維持管理について、本市としての考えをお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

　現在、本市の街路樹の維持管理につきましては、年間の委託業務において、道路利用者の安全確保を第一とした剪定や、沿道の市民から寄せられている落葉、害虫、歩道の根上がりなどの多くの要望に対応しているところでございます。しかし、近年では、市民の方から伐木の要望が数多く寄せられるようになり、今後も街路樹の植栽後からの年数の経過に伴う大径化や老木化により、そういった要望が増加することが予想されております。

今後、冒頭で答弁させていただいたように、街路樹には都市環境として必要とされる役割があり、同時に、市民の大切な財産でもあることを踏まえ、保全管理していくことが重要であると捉えております。

一方で、今後、増加が見込まれます伐木等の要望につきましては、地域住民と協議を行い、保全と伐木との調和を図りつつ、根上がりや老木など安全に支障となる箇所につきましては伐木計画を作成し、街路樹の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　現在、街路樹に関しての計画等はないと思いますので、それを作成していただけるということで感謝いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

確認になりますが、飯塚市の市道沿いの街路樹は３千本以上ございまして、維持管理費、基本的な剪定の予算はあるけれども、伐採の予算はないと。伐採は剪定の予算と一緒に丸めてやっていますと。その金額が昨年でいうと大体３２００万円ぐらいであると。答弁はいただいていないんですけれども、その維持管理の予算が３千万円ぐらいあって、飯塚市を３分割して業者に発注を出して、その入札金額で余ったお金が、今、伐採の予算に充てられていると理解をしているんですけれども、昨年でいうと２００万円程度余ったと。伐採するのに１本５０万円ぐらいかかると聞いているので、昨年の予算でいうと年間４本しか切れない。仮に、今から計画を立てて１千本ずつ減らしていこうと考えたとしても、２５０年かかると。その間、維持管理費はかかってくるということだと理解しています。

そして、今後、市民の皆様や我々議員の要望は増えてくるだろうと。全てに対応することは難しいと、市としても認識して、課題として持っているという感じだと思うわけですが、まず、私として、市道沿いの街路樹は、必要な箇所はもちろん残しながら、全体的に本数を減らしていったほうがいいと考えております。なぜなら、現状、剪定に多くの予算が割かれておりまして、お金の使い道としては消費的な経費であると。剪定してもまたにょきにょき生えてくるわけで、来年また切らないといけないと。投資的に考えると、やはり根本の木を減らすことで問題を小さくすることができると考えております。そうすることで、維持管理費も行く行くは縮小できて、結果、要望の数も減らせて、我々うるさい議員の声も減らせて、職員の負担も減らせると。私としては、必要な箇所を残しながら切っていくべきだと、以上の理由で思っております。

その点、何らかの計画が必要だろうと存じます。その点、正直ざっくりでいいのかなと思います、地元の協議もあると思うので。３千本あって、皆さんのほうで最低本数を試算していただいて、あとは逆算をして対応していくと。当然、市民の財産でありますので、残してほしいという地元要望もあるとは思いますが、先日、財政見通しの報告もありましたとおり、今後、飯塚市はお金がどうなるか分からないと。あるかないかで言われると、ないのではないかなというところでございますので、もし、地元が残してほしいと言われる中で、地元が維持管理するのであればいいと思うんですけど、恐らくそうはならないというところで、伐採の大義名分はあると私としては思っています。

ただ、予算の今の状況ですけども、現状だと丸めて予算がついているので、伐採の予算をつくる必要があると存じています。やり方としては、幾つか考えられますが、現状の予算を増やすと。予算はその中ではスライドして、伐採のほうの割合を増やすと。伐採の予算を別で取ってくるとか、いろいろあると思うので、そこは一番やりやすい方法を思案していただければと思うんですが、何もしないのが一番よくないと思っています。ただ維持管理費をずっと突っ込んでいくだけなので、ぜひ何か行動を起こしてほしいと思っております。

予算の大きさからすると、街路樹の一見小さなことかもしれませんが、正直こういったことを丁寧に改善していかないと、今後、財政の改善を図れたとしても、またお金がないという状況、同じことを繰り返すだけだと思いますので、小さな一歩かもしれませんが、飯塚市の市道沿いの街路樹問題に出口を見つけていただいて、改善を図っていただければと思います。

すみません、長くなりましたが、まとめると、市道沿いの街路樹に関して、縮小する飯塚市の財政を鑑み、伐採の予算の確保、捻出を意見・要望して、この質問は終わります。

続いて、「市職員の働き方について」質問させていただきます。まず、育休について、男性の育休についてですが、国は令和７年度までに１週間以上の取得率を８５％、令和１２年度までに２週間以上の取得率を８５％に引き上げるとの目標を掲げておりますが、本市の男性の育児休業の取得状況はどうなっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の男性職員の育児休業取得対象者の取得率につきましては、令和２年度が９．５％、令和３年度は０％、令和４年度は１０％、令和５年度は４３．５％となっております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　令和５年度で男性の育児休業の対象者、何人中何人が取得したのか。また、その取得の期間は、どの程度になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

令和５年度につきましては、対象者は２３人でございます。２３人中１０人が取得されております。取得期間につきましては、１２日間から２１０日間と、幅がございます。取得した１０人の平均を取りますと、８０日でございます。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　令和５年度で大きく取得率が伸びておりますが、その理由をお尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　育児休業取得につきましては、当該職員が休職・休業した際には、周りのサポートが必要でありますので、職場の体制整備やサポートする職員への適切な評価が必要であると言われております。

育児休業取得促進のため、令和４年度に職員定数条例の改正を行い、育児休業から復職する職員は、復職後１年間を定数外職員といたしました。それに伴い、男女に関係なく、育児休業等を１年以上取得する場合、正規職員を代替として配置する方針とし、令和６年４月１日採用の募集人数に反映し、取組を行っております。これにより職場全体で育児休業を取得するサポート体制の確立と、サポートする職員の負担軽減を図ることができる制度となったものと考えております。

また、男性職員の配偶者の出産に伴う休暇や育児休業等の取得を促すため、令和５年度から新たな取組として、男性職員の育児参画促進シートを作成し、所属長に提出することをルール化いたしております。現在、このシートを使用して、所属長は制度の説明や、取得の意向と取得期間などのヒアリングを行い、育児休業等の取得促進を図っております。

さらに、そのヒアリングを行う管理職を対象とした、ワーク・ライフ・バランスコンサルタントを講師に招き、「管理職として知っておきたい男性育休の必要性とこれからのチームマネジメントのヒント」と題した男性職員育休取得推進研修を実施したところでございまして、男性職員の家事、育児参加や育児休業取得への意識の変容は、自身のワーク・ライフ・バランスのみではなく、女性職員の管理職登用の課題にもつながっているという理解ができたものと考えております。

これらの取組により、男性職員が育児休業取得を申し出やすい環境となり、育児休業取得のきっかけになっているものと考えております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　では、育児休業を取得できなかった、しなかった職員の方の意見はどのようなものがあったのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　育児休業を取得できなかった、あるいはしなかった職員の主な意見、理由といたしましては、「親などの協力・支援が受けられるため」、「業務の繁忙時期であったため」、「業務上のスキルアップが望める時期であったため」といったものがございました。なお、業務繁忙や業務上のスキルアップを理由とする職員は、出生児が３歳になるまでの取得可能期間中に、時期を検討の上、取得したいといった思いを持っている方もいらっしゃいます。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　男性の育児休業の取得率が向上していることはすばらしいと思っております。ありがとうございます。それで、外側の数字だけではなくて、きちんと組織内の制度も調整等をしていただくということで、ありがとうございます。

現状、取得の有無をヒアリングしていただいていると思いますが、他自治体では、取得することがデフォルトとして決まっていて、取得しない理由を聞き取る制度にしている所もございまして、ヒアリングだけですと、接遇と一緒で、人によって対応も違えば、そのときの気持ちであったり、テンションにも左右されてしまいます。制度として、このような取組を参考にしてはどうかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、現在の男性職員を含めました育児休業取得向上の取組を始めたばかりでございまして、この取組手法は、育児休業の対象者全員が所属長と面談をする機会となっており、育児休業対象者がどのような思いで取得に踏み切ることができていないのか把握でき、その改善策の検討の場となり得ることから、効果的な制度ではないかと考えております。

当分は、この制度で取得率の向上の効果が現れない、または男性育休の取得が当たり前になれば、育児休業取得率向上のための手法の一つとして、ご提案につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　この育休の質問をしている私ですが、１人目のときは、正直、名ばかりの育休を取っておりまして、反省をしております。ただ退社の時間を早くして、早く家に帰っていたので、この質問を妻が見ていないことを祈るばかりです。２人目に関しては、ほぼ無職でしたので、１人目よりは育児にコミットできたのではないかと思っております。思いたいです。

育休は、制度としては皆、平等に取れるものですが、それは前職の話で、職種的にも営業でして、自分がいないときの数字であったり、人手の問題であったり、今後の自分のキャリアみたいなところを考えると、子どもが誕生して喜ばしいことなんですけど、取得に関して後ろ向きだったというところが僕の正直な感想で、基本は各家庭の考え方でいいのかなとは思っております。ただ、社会の流れをつくっていく行政の方々には、できるだけ理解をして取得をしていただいて、空気感などを変えていくためにも、育休を皆さんが多く取って、マジョリティーにしていってほしいという思いがございますので、属人的、プラス制度として落とし込んでいくことで、育休制度を無機質なものにすることで、取得をフラットに捉えることができれば、より取得のハードルというのも下がるのではないかと考えております。

男性の育児参加は、子どもにもいい影響を与えると言われてもおりますし、この産褥期といわれる女性が出産した後の期間は、女性は安静にしていることが望ましいというふうに、なかなか理解が、今、男性全員にあるのかとい言われると、進んでいないのかなと思いますので、そういうのもきちんと説明をして、どんどん取得していく方向に行ってほしいと思っておりますので、前向きなご検討のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、「職員の服装について」質問をいたします。現在、飯塚市職員の服装は、メンズはスーツ、レディースはスーツまたはオフィスカジュアルと言われる服装となっておりますが、職員の服装について、飯塚市では何か規定があるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　飯塚市職員服務規程におきまして、職員が守るべき事項として、「服装に留意していやしくも不快の念を抱かせないよう心掛けること」や「名札の着用」が規定されております。また、服装に関しましては、飯塚市役所接遇マニュアルを作成いたしておりまして、その中の「服装・身だしなみ」という項目の中で、「お客さまは、あなたのファッションには興味がありません。華美になりすぎて、お客さまより目立っていませんか？職員はお客さまを支える陰の立場であることを忘れないようにしましょう。清潔感・機能性を重視した『社会人意識』が感じられる『身だしなみ』を心掛けましょう。」と服装・身だしなみに対する考え方を示した上で、服装や身だしなみを例示しておりまして、それを参考に、職員の各々の自主的な判断による服装で登庁していただいております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　「お客さまは、あなたのファッションには興味がありません」とは、なかなかパンチのある文言だなと思っております。規程上は細かい設定はなくて、相手に不快な思いをさせない服装で来てくださいということだと認識をいたしました。それが男性だとスーツで、女性だとスーツとオフィスカジュアルが慣例となっているというところで。ただ最近、すごく暑くなってまいりまして、危険な暑さとまでも言われております。私ごとなんですけど、この暑さでも、ワイシャツを着て、ネクタイをして、ジャケットを着るというのは、全然平気なタイプで、ただ、こういう僕みたいなタイプというのは少ないと思いますし、ここまで行くと自己満足に近いかなというところでございます。

本市としても、環境への配慮というところで、６月から１０月までは上着とネクタイを外すクールビズの取組がなされていると思います。また、作業や現場での業務がある部署では、統一的なＴシャツを作成をして、庁舎外作業でほてった体をクールダウンしている姿も見受けられます。他団体では、公式の統一したポロシャツやＴシャツなど軽装化して、酷暑をしのいで、さらには業務効率の向上につながることも考えられる取組をしているところもございますが、本市では、このような取組、公式のポロシャツなどの導入等の検討はございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますとおり、本市におきましては、庁舎外で作業等がある部署におきましては、クールダウンのために、非公式ではございますが、統一化したＴシャツを着用いたしておりますが、その他の部署につきましては、接遇マニュアルに沿った服装を求めておるところでございます。

ご提案の公式のポロシャツ等を着用して執務することにつきましては、確かに他の自治体で夏の軽装の一つとして定着しているところもあるようですが、本市におきましては、来庁者が不快な服装・身だしなみをしないことを求め、場合によっては苦情になりかねないこともあり、上着とネクタイを外すことができるクールビズとしておるところでございます。

これまでポロシャツなど夏の軽装を実施している自治体の状況について、調査・研究等はしたことがございませんので、まずは、メリット、メリットと申しましても業務効率の向上等につきましてでございますが、メリットやデメリットなどについて、研究から始めてまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　現在、非公式で着用している部署もあるとのことですので、ぜひ調査・研究のほどよろしくお願いいたします。僕が着るわけではございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

付随してですが、来庁者の目を気にしているということですが、近年の酷暑からすれば、しっかりと周知をすれば理解を得られるものだと思っております。その上で苦情が寄せられるということであれば、それは行き過ぎた苦情であり、一般的に言われるカスタマーハラスメントと言ってもいいのではないかと私は思います。

このカスタマーハラスメントまでいくと、職員の執務時間を奪うばかりか、職員のメンタルに負担がかかり、休職や、最悪、辞めてしまうといったケースも出てきていると思います。非常に重大な案件であると思っております。そもそも公務員の皆さんに対して、何でも言っていいよみたいな空気感が、僕はあまり好きではないです。確かに人間なので、対応の不備等はあるかなと思うんですけど、人間ですから、それはしようがないと。いろいろな捉え方があると思いますが、私はそういうようなものを変えていきたいと思っている立場でございまして、すみません、これはもう正直、僕の感想です。

それで、本市ではカスハラ等に関して何か規定等がございますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、飯塚市庁内管理規則において禁止行為を規定し、違反行為に対する措置や退去命令ができるように規定をしております。また、不当要求行為等の防止に関する規程におきましては、不当要求行為等を規定し、組織的に取り組み、職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的に規定しておるものでございます。

しかしながら、これらの規則・規定には、禁止行為や不当要求等が具体的にどのような行為を示すかなど、運用するために必要な具体的な事例を明確化したマニュアルやガイドラインがなく、不当要求等の実態把握や対策を審議、関係機関との連携調整を行うための機関を設置する規定はあるものの、具体的な対策や他の自治体で見られる具体的な措置、警告をするとか、氏名等を公表するなどの規定がないこと。また、本市におきましては、警察への通報のみで、他自治体で見られる警察との連携の規定がないといった状況でございまして、職員はカスハラとも取れる来庁者の言動に対し、現時点では統一的な対応が困難な状況となっております。このため本市では、カスタマーハラスメントに毅然として対応し、公正な職務遂行が確保できるよう、規定を整理し、制定する検討を今始めておるところでございます。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　規定はあるけれども、職務遂行を担保できるものではないというところで、ただ、今新たに検討を始めてくださっているということですので、実効性がある規則なり条例なり、ご検討いただければと存じます。

最後に、「人事評価制度について」お尋ねいたします。現在、飯塚市の人事評価は、上司が部下職員を評価する制度と聞いております。評価者の能力を担保するための取組はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　初めて人事評価で評価する立場になる新任係長を対象とした研修を、人事評価の目標設定時期の４月と、初めて最終評価者となる新任課長を対象とした研修を、人事評価の評価時期となる１２月に実施いたしております。また、人事評価マニュアルを作成いたしまして、疑問等が発生した際の手引きとして活用してもらうようにいたしております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　評価は管理監督者が行うことになりますが、多くの管理監督者がいるため、その評価の基準にばらつきが発生する可能性がございますが、その対策はどういうものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほど答弁いたしました研修も、ばらつきを防ぐ対策の一つでございますが、そのほか、人事評価制度自体を評価のばらつきを抑制するような仕組みといたしております。具体的には、本市の人事評価は、業績評価と能力評価の２区分に分けて評価いたしております。そのうち、業績評価は、目標設定時に、課（上司）の目標を参考にした目標と自己目標を設定いたしますが、この目標設定の際や中間見直しの際に、面談を実施し、評価者と被評価者の意見を合わせ共通認識化し、また、評価を客観的に行えるよう、進捗や成果や目標をできる限り数値化いたしまして、最大５つ、３つから５つの目標を設定することといたしております。

能力評価につきましては、どのような行動を取ることができるかということにより判断できるよう、コンピテンシーディクショナリーという評価基準を策定し、各評価者の評価のばらつきを抑制いたしております。また、評価が確定し、その結果を伝える際にも面談を行い、評価の納得性を向上させる制度といたしております。それでも評価に異議がある場合には、評価審査委員会に申立てができるようにいたしております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　制度的に評価のばらつきを抑制しているということですが、人間がやっていることですので、一定の濃淡が出るのは仕方ないと。仕方なくはないですが、しようがない部分かなと思っております。ここにいる皆様を含め、管理職の皆様には、極力そういった偏りがないようお願い申し上げます。

現行制度は単一方向の垂直評価だと思いますので、よくありがちなのが、本来、市民のほうを見て仕事をしなければいけないところ、上司のほうを見て仕事をしてしまうパターンがありますので、いろいろな手法の人事評価がある中で、現在、１対１の評価だけではなく、上司、同僚、部下などの複数名が評価する３６０度評価が、多少、不公平感を解消できると考えますが、ご検討のほどいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほど答弁いたしました内容と重複する部分もございますが、本市の人事評価は、業績目標を具体的に設定することで取り組むべきことが明確化され、組織の効率化につながる。能力評価されることで職員の資質向上を図る。これらによる行政サービスの質と向上を図ることを目的に実施しており、その評価方法につきましては、業績評価は具体的に設定した業績目標に、さらに客観性を持たせるため、成果目標をできる限り数値化し、評価者の感情が入る余地を抑制すること。能力評価は、評価基準にばらつきが出ないよう、評価基準を設定すること。目標設定時、評価時に面談を行うこととしており、評価者に説明責任があるため、好き嫌いでの評価とはならないこと。意識合わせ、納得性向上ができること。評価結果に異議がある場合は、評価審査委員会に申出ができること。上司も、その上役に評価されるといった制度になっております。

この制度で人事評価を評価をした結果、Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄの５段階で表示される総合評価は、令和５年度はＢ以上の割合が９６．７％となっております。この総合評価Ｂ以上の割合は、総合計画の「職員の能力開発と人材育成の推進」における目標達成指標となっており、令和８年度で９５％となることを目指しているものですが、この結果からも、現時点では、評価制度として客観性・公平性が担保されているものと認識いたしております。

ご提案の３６０度評価は、複数の職員による多角的な観点での評価となるため、さらに公平性を担保できる制度で、職員の資質向上につながりやすい制度だということにつきましては認識いたしております。一方、デメリットとして考えられますのが、３６０度が評価者であるため、「言いたいことが言えなくなる」、「評価を意識して指導が甘くなる」、「人事評価に係る労力・作業量の増加」などが挙げられております。

本市では、限られた職員数で多様化する行政サービスに対応しながら、ワーク・ライフ・バランスの徹底を図ろうとしている状況でございまして、新たな作業量を増加させる見直しにつきましては、その効果をしっかりと見極める必要があるというふうに考えております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　「民主主義は最悪の政治形態である。ただし、過去のほかの全ての政治形態を除いては。」イギリスのチャーチルさんの言葉ですけども、人事評価制度も似ているのかなと。結局、人がやっていることですので、一長一短あります。その中で、何を選ぶのか。どれを選択すれば、翻って市民の皆様のためになるのかというところで、３６０度評価が完璧とは思っておりませんが、もっといい評価制度があるかもしれませんので、そこは調査・研究をしていただきたいと要望いたします。短期的なコストではなく、長期的なメリットで動いていただきたく思います。

最後に、能力評価について、どのような項目があるのか、お尋ねいたします。

○議長（江口　徹）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　事務職員の例で答弁をさせていただきます。能力評価で職員個人の能力を評価する項目につきましては、管理監督職以外の一般職におきましては、公務員としての基本となる、「公務員倫理」、「地域活動」、「人権」、「接遇」、「自己研鑽」、「ＩＴ能力」、「一般法務」の７項目を評価するベーシック区分。それから業務を遂行する上で必要となる、「コミュニケーション」、「チームワーク」、「達成行動力」、「チャレンジ精神」、「分析・計画力」、「コスト意識」の６項目を評価する課題達成区分。「政策法務」、「財務」、「折衝力」、「国際化能力」、「環境」、「専門的指導」、「安全衛生管理」の７項目から職員がそれぞれ２項目を選択するその他区分により評価をされます。

次に、部下のいる管理監督職につきましては、ただいまの３区分に加え、「組織運営」、「意思決定」、「危機管理」、「改革」、「部下育成」の項目について、職位に応じて最大５項目を評価するマネジメント区分を設けて評価することといたしております。

業績評価が業務における成果に対する評価であることに対し、能力評価は、自身の能力向上のために取り組んだ内容と成果について評価を行い、職員の資質向上を図ることを目的といたしております。

○議長（江口　徹）

　８番　藤堂　彰議員。

○８番（藤堂　彰）

　評価項目の説明ありがとうございました。

「飯塚市は、変わり続ければならない」と、行政経営戦略推進ビジョンの１ページに書いてございます。組織が変わるには幾通りかあると思いますが、早いのは、頭が変われば、組織は変わります。ちなみに、組織は頭から腐ります。非常に大事であると、武井市長のリーダーシップに期待します。

次に、組織が強くなるためには、ボトムアップで個人が成長する必要がございます。個人が変わらなくてはならないですが、では、どうしたら人は変わろうと、変えようと行動するのかというところ、意識レベルでは限界があるので、やはりそこは制度として落とし込んでいくことがベターかなと思っております。すなわち、人事評価制度が重要だと考えます。飯塚市がよい方向に変わっていこうとする中で、評価制度であったり評価項目も精査していただければと思います。適正な行政経営に向けて、業務改善に力を入れていただきたいですし、それを評価のところで担保していただきたく思います。

一例を挙げますと、街路樹の件は、恐らく現場では、問題点とクリティカルな解決策を実は把握していたのではないかと思います。そして、各課、各現場で同様の問題を各々抱えているのではないかと推察いたします。ただ、そういう問題点であったり改善点を持っていても、言えない、言わないと。なぜなら、評価もされず、仕事は増える。異動まで我慢しよう。こういうサイクルになっているのではないかなと、僕は推察をいたします。

人事評価制度で、評価の担保、または心理的安全性を確保して、前例踏襲を変えたいといった声を上げられるようなポジティブなマインドや空気感を、僕がこの立場でいる間は、少しずつ発信、発言、醸成していければと思っております。３６０度評価や人事評価制度の中身の精査をご検討のほどよろしくお願いいたします。

私は飯塚市職員の情熱と能力を信じております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（江口　徹）

　暫時休憩いたします。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。４番　赤尾嘉則議員に発言を許します。４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

いつか会の赤尾です。今回は「本市の資源循環に向けた取組について」質問させていただきます。６月定例会の一般質問では、本市の環境問題への取組について質問させていただきましたが、今回も環境問題に関連した質問をさせていただきます。

先日、同僚議員が同様の質問をされましたので、重複する部分も多々あるかと思われますが、私は主に、資源循環やリサイクルの視点からの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、本市の一般廃棄物の処理量を減量化するためには、リサイクルを推進することが重要と考えます。そこで、本市では、リサイクルを推進するため、第３次飯塚市環境基本計画を策定されていますが、その内容について、改めてご紹介してください。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市では、第３次飯塚市環境基本計画を計画期間２０２２年、令和４年度から２０３１年、令和１３年度の１０年間として、２０２２年、令和４年３月に作成しており、３つの基本目標と、基本目標の実現に向けた横断的取組を掲げております。その中の基本目標Ⅲにおいて、「循環型社会・脱炭素社会を実現する」を掲げ、４Ｒの推進を施策方針としております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

確かに第３次飯塚市環境基本計画を確認すると、基本目標Ⅲとして、「循環型社会・脱炭素社会を実現します」と掲げていますが、どのような取組を行うことで推進しているのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

取組の方向性としましては、再利用・再資源化の促進とごみ発生の抑制を進めております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

それではまず、再利用・再資源化の促進についてお尋ねします。再利用・再資源化を促進するために、具体的にどのような取組を行っているのでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

再利用の取組といたしましては、フリーマーケットや子ども服交換会をエコ工房にて実施しております。また、再資源化の取組といたしましては、ペットボトルキャップの回収、廃食油の回収、拠点収集ボックスの配置、資源回収を行う団体への資源回収団体奨励補助金の交付を行っております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

資源回収団体奨励補助金を交付しているということですが、その状況についてお尋ねします。直近５年の回収量の推移はどのようになっているのでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

補助金の対象品目といたしましては、新聞紙・段ボールなどの紙類、衣服などの布類、飲物の缶類・瓶類、お菓子などの缶類がございます。これらの直近５年の総回収量で申し上げますと、令和元年度が２０１２トン、令和２年度が１７３９トン、令和３年度が１７５５トン、令和４年度が２０２６トン、令和５年度が２０６３トンとなっております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今のご答弁から、資源回収団体による回収量については、年間２千トン程度の量がリサイクルされているということですが、この結果をどのように分析されていますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和２年度、３年度につきましては、新型コロナの影響により活動ができなかった団体もあったことから、コロナ禍前に比べ、回収量が減少したものと認識しております。しかしながら、令和４年度以降は徐々に資源回収活動がコロナ禍前の状況に戻りつつあったことから、回収量についても従前と変わらない程度まで回復してきたものと捉えております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

資源回収団体によって年間約２千トンを超える量のリサイクル活動が行われており、このことは本市の再資源化事業に大きく寄与しているのではないかと思います。現在、資源回収登録団体の数は約２７０団体と聞き及んでいます。今後、この資源回収量を少しでも増やしていくために、この資源回収団体奨励補助金制度の周知徹底を図っていただき、団体登録数の増加に努めていただきますようお願いいたします。

次に、ごみ発生の抑制についてお尋ねします。先日、同僚議員も質問されていましたので、具体的な取組については尋ねませんが、ごみ発生の抑制を推進する目的とは何だと考えますか。また、推進することで得られる効果、成果とはどのようなものがあると推測されますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

目的としましては、廃棄物の適正処理だけではなく、循環型社会の形成が地球温暖化の観点から重要視されるようになっておることから、廃棄物自体の減量、リユース、リサイクルを促進することと考えます。それにより、廃棄物の処理量が減少すれば、地球温暖化や温室効果ガスの排出を抑制することになると考えられます。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

次に、飯塚市全体の再資源化の状況を把握するために、第３次飯塚市環境基本計画の評価指標にもなっている「再生利用率」についてお尋ねします。直近の令和５年度の状況をご紹介ください。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

一般的に言うリサイクル率でございます。令和５年度の再生利用率につきましては２０．５％となっております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

再生利用率が２０．５％ですね、令和５年度の実績で。この２０．５％というのは全国平均とか過去からの推移などから、この数値をどのように分析されますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

２０１８年の率といたしましては２２．６％でございました。再生率が２０．５％になっていることについては、令和５年４月より嘉麻市にあります燃料化センターが廃止になった影響もあるとは考えておりますが、詳しい分析はできておりません。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今、飯塚市はこの環境問題に対して大きなしお目の部分に来ていると思うんですね。というのは、新たなごみ処理施設を整備するというところに来ております。やはり、この飯塚市の過去のデータとか、こういうものをきちんと分析していただいて、新たなごみ処理施設に反映させ、少しでもよい物を造るべく、分析も進めていただきたいと思います。

それでは、本市における再資源化事業の現状について確認いたします。現在、本市の資源ごみの分別回収はどのように行われていますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

資源ごみにつきましては、廃品回収等の集団回収や地域ごとに設置された拠点収納ボックスで缶・瓶、古紙・古布、資源プラスチックの収集を行っております。また、直接、各処理施設への持込みも可能となっております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

次に、分別回収量の推移をお尋ねします。直近の令和５年度の状況をご紹介ください。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和５年度の収集量は缶・瓶が２６４３トン、古紙・古布が１０３６トン、資源プラスチックが６９６トン収集しており、廃品回収等の集団回収で２０６３トン回収しております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

回収量は分かりましたが、その後の処理はどのようにされているのでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

クリーンセンター施設内にありますリサイクルプラザにおいて手選別により異物や飲み残しといったものを目視で取り除き、リサイクル可能な物については、ふくおか県央環境広域施設組合がリサイクル業者へ搬出しております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

リサイクル可能な物についてはリサイクル業者へ搬出しているということですね。

では、リサイクルできない物については、どのような処理がなされているのでしょうか。また、リサイクル可能な物、そして、そうでない物との比率はどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時１２分　休憩

午前１１時１３分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

今、お尋ねのリサイクルできなかった物については、可燃ごみとして取扱いをしております。また、量の比率につきましては把握できておりません。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時１３分　休憩

午前１１時１３分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

すみません、通告をしておりませんでしたので、申し訳ございません。

では、ここまでで現在行っている本市の資源循環について確認してきましたが、今後、本市が考える循環型社会について、方針等をお聞かせください。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

ごみ排出量、再生利用率の現状を分析した中で、リサイクルの推進のため、資源プラスチックのリサイクルについては、現在、容器包装プラスチックであるペットボトル及び白トレイの分別収集を行っておりますが、プラスチックごみの削減のために、製品プラスチックの分別収集について検討しております。新清掃工場の運用開始を令和１２年度に予定していることから、本市のみではなく、関係市町やふくおか県央環境広域施設組合と分別項目や再商品化の方法について、検討・協議していきながら取り組んでいくこととしております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

本市は、２００６年度、平成１８年度に、飯塚市環境基本条例を公布、施行しております。もう随分前、今から１８年前から、環境については真摯に取り組んで、こういうような条例もつくられているんですね。旧飯塚市に関してはさらにその４年前、２００２年に条例を制定されております。社会情勢や環境の変化に対応するため、随時、条例改正や計画の見直しを行いながら現在に至っておりますが、現行の計画である第３次飯塚市環境基本計画は、今後１０年の飯塚市を見据えて策定されているものと認識しております。

そこでお尋ねしたいんですが、ふくおか県央環境広域施設組合が現在進めている新たなごみ処理施設の整備計画において、今、ご答弁いただきました本市の方針や意向を反映させるべく、要望や協議を行ってきましたか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

新たなごみ処理施設を整備するに当たって、ごみの減量化及び分別を徹底することは大変重要であると認識しております。これまで、ふくおか県央環境広域施設組合、嘉麻市、桂川町とどのような施設整備を進めていくかなどについて協議を行い、第３次飯塚市環境基本計画に掲げる基本目標の達成に資する施設となるよう要望してまいりました。環境整備の基本方針の一つとして、循環型社会及び低炭素社会に資する施設を目指すことが挙げられており、こうしたことに配慮された施設が整備されるものと認識しております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今の答弁は、ごみの減量化及び分別の徹底を重要視し、本市の第３次飯塚市環境基本計画の基本目標の達成に資する施設となるよう要望してきたとの答弁だと思いますが、では、ごみの減量化や分別については具体的にどのような要望をされてきましたか。また、協議の結果、どのようなことが決定されたのでしょうか。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時１８分　休憩

午前１１時１９分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。専門的な部分になりますので、課長に答弁させます。環境整備課長。

○環境整備課長（尾形彰貞）

組合のほうと、実際には、担当者、担当課長レベルでいろいろと動いておりますので、私のほうから回答させていただきます。

組合のほうと関係市町のほうと私どもで先進地など、ごみ処理施設の分別等が行われている所に視察に参っております。その中で、やはり有効的にできるような取組、こういうものを今までも協議をしてきておりまして、私どもの今度の新しいごみ施設の中でどういうことが取り組めるのかというようなことを検討してきたというところでございます。

○議長（江口　徹）

ごめんなさい、聞かれているのは、具体的に、何を、どういう要望をして、それに対して、どう変わったかなんです。第３次飯塚市環境基本計画に書かれているものが、それが実現できるように、どう働きかけて、どう変わったかなので、それをお答えください。赤尾議員、そういうことですよね。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほども申し上げましたけれども、循環型社会及び低炭素社会に資する施設を整備するという要望はしております。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時２１分　休憩

午前１１時３４分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほど課長が申し上げましたのは、あくまでも担当課長レベルでの協議であり、ふくおか県央環境広域施設組合からは要望について、明確な回答としては頂いておりません。繰り返しの答弁になりますけれども、飯塚市の基本目標として、循環型社会・脱炭素社会を実現するとしており、方策として、ごみの減量化・分別を徹底することとしております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

すみません、これも通告しておりませんでした。ただ、市の基本方針だとか、そういうのはもう伝えてあるということですね。

では、計画されている新たなごみ処理施設の規模、ここで言う規模というのは処理能力のことを私は言っています。どのような算定基準をもって算出されたのでしょうか。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時３６分　休憩

午前１１時３８分　再開

○議長（江口　徹）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

２２０トンとなっている積算の方法について、先日もお答えさせていただきましたが、繰り返しになりますが、お答えいたします。新ごみ処理施設に関しましては、ふくおか県央環境広域施設組合において事務を行っているところでございます。「ふくおか県央環境広域施設組合一般廃棄物処理施設建設及び運営事業募集要項」によりますと、本事業の実施に関しては、「循環型社会形成推進交付金の適用を予定している」と記載されており、質問の処理能力の算定につきましては、当該交付金の交付要綱に基づき、平成１５年１２月１５日付の環境省通知「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」にて示されている算定式により、算出されているものと認識しております。その算定式といたしましては、２市１町管内の１日当たりの平均処理量を、施設の実稼働率と、故障等でやむを得ず処理能力が低下する場合を考慮する調整稼働率で割り、災害ごみの推計処理量を加算した数にて算出されております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今の答弁というのは、現状の排出量がベースになっているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

計画されている数値といたしましては、現状を捉えて算出されているものと考えます。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今、ご答弁いただきました、１日に２２０トンの処理能力を有する新たなごみ処理施設を今、計画中なんですね。この規模というのは適正であると思われますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほども申し上げましたが、事務については一部事務組合が行っているものでございますので、答弁はできません。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

一部事務組合に専門家集団がいて、コンサル担当会社さんもついていると。そういう状況で、そこにお任せしていますと。内容に関しては、そこが中心で決めていきますというお話ですね。そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

一部事務組合の事務として県央が実施しているものでございます。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

新たなごみ処理施設は令和１２年度に稼働を開始し、その後２０年間、これは３０年間に延びる可能性もありますけど、使用していく計画ですが、その間も本市は第３次飯塚市環境基本計画に沿った取組を推進されていくものと思われます。もしかすると、今、第３次なので、第４次、第５次、第６次となるかもしれませんね。将来、循環型社会の実現という大きな目標達成に向けてごみの分別が進み、減量化に大きく成功や寄与した場合のことは想定されていますか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

先ほどと同様の答弁になりますけれども、組合において実施されている組合の事務となりますので、答弁はできません。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

私は、ここに大きな問題があるんじゃないかなと思っていまして、ちょっと疑問を覚えているんですが、例えば、これを、マイホームを計画することにちょっと例えますと、例えば現状の家族構成や将来設計、将来設計というのは、子どもを何人つくる予定なのか。例えば、親との同居を考えて２世帯にするだとか、そういうことを軸に部屋の数や間取り、平屋なのか二階建てなのかというのが決まっていって、規模等が決まっていくものではないかなと思っています。このごみ処理施設も一緒じゃないですか。現在の排出量と人口の動向、人口の動向というのは少子高齢化なので、どんどんどんどん人口が減少していく。そこら辺も加味しながら、これが一番大きいことだろうと思うのですが、環境基本計画を本市はお持ちでしょう。それを、方針を基に、まずは消費抑制の取組、徹底した分別方法の策定、再資源化の促進を計画し、それにのっとった施設になるべきじゃないんですか。将来処分しなければならないごみの量、これは大事なのでもう一回言いますね、将来処分しなければならないごみの量を、施設規模にすべきではないかと考えますが、本市のお考えをお尋ねします。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

規模についてのお答えはできません。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

今ずっと質問を続けてきましたが、まさに私が今回質問したかったことの本質というのはこういうことなんですね。ふくおか県央環境広域施設組合に、飯塚市も嘉麻市も桂川町もそうなんですが、どういうふうな関わり方を今までしてきたんだろうかと、そこが一番疑問に思いまして、ここがネックになって、様々な問題が出てきているように私は、個人的に考えているんですね。

ちょっと意見になりますけど、新たなごみ処理施設の整備に関しては、ふくおか県央環境広域施設組合が所掌しており、執行部として、本市として、答弁しづらいことは重々承知しておりますが、本市は整備費の約７割を費用負担いたすことになっています。多額の費用を出資する立場として、本市の意向や方針はしっかりと伝え、反映させていくべきだと考えます。また、この費用の原資は、市民の血税です。環境に配慮した無駄のない、本当に必要な施設を造るべく、今後、市民にご理解とご協力を求めていかなくてはなりません。ふくおか県央環境広域施設組合は、新たなごみ処理施設整備をＤＢＯ方式にてもう事業者公募を始めました。今後はこのようなことを踏まえ、積極的に関与していただくよう要望いたしますが、これは可能ですか。可能ではないですか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

新たなごみ処理用の施設は、市民にとって欠かすことができない施設であります。引き続き、ふくおか県央環境広域施設組合、嘉麻市、桂川町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

可能という認識でよろしいでしょうか。

○議長（江口　徹）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市の計画は一部事務組合である県央についても、それを受けて計画しているものと考えております。ただし、一部事務組合の決定については、他市町の状況も考えて決められておりますので、一部事務組合における決定について、お答えはできません。

○議長（江口　徹）

４番　赤尾嘉則議員。

○４番（赤尾嘉則）

ちょっとマイホームの話に戻りますけど、例えば、家族構成とか、将来設計とかを伝えて、建設会社なり、住宅メーカーなんかに家を建てていただきました。この住宅メーカーとか建設会社が、その辺の意向を全く知らずに大きな家を建てたとします。不必要な家、無用の長物の家を建てたとします。これは、発注者側、お金を出す側として容認できますか。今ちょっと私も県央組合議会議員として関わっておりますが、ちょっとそういうようなことを私、個人的には危惧しているんですよね。

最後に、もう時間も長くなりましたので、意見、要望にさせていただきますが、ごみの分別の見直し、ごみの発生、排出量が減ることで、焼却や埋立てなどの処理をしなければならない量が減少すれば、それは地球温暖化の原因と言われる温室効果ガスの排出を抑制することになり、低炭素社会、さらには、自然共生社会の構築にもつながる循環型社会の創造に役立ちます。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されます。これは市民負担の軽減とも言えることだと思っています。近年の地球温暖化等地球環境の保全の問題、環境意識の高まりの中で、環境への負荷を減らすため、限りある資源を有効に使いつつ、再利用できる物はリサイクルすることで、廃棄物を可能な限り減少させて、環境への負荷を減らしていく社会、いわゆる循環型社会の形成が必要だと考えています。国や県、本市の法制度や各種計画との整合を図りながら、効果的、効率的に施策を進める、市民、事業者、環境団体と連携しながら、様々な施策に取り組むことを要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（江口　徹）

暫時休憩いたします。

午前１１時５０分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（兼本芳雄）

　本会議を再開いたします。６番　奥山亮一議員に発言を許します。６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今回は通告に従いまして２つ質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

　まず初めに、「行政窓口における軟骨伝導イヤホンの配備について」伺います。本題の軟骨伝導イヤホンの質問に入る前に、装置そのものではなく補聴器の装着に関することについて、３点お話しいたします。

　まず１つ目として、補聴器を装着するタイミングについてですが、医学的な基準では４０ｄＢ以上の難聴になったときに装着を考え始めるようになるとあります。４０ｄＢの聴力とはどのくらいかというと、通常の会話の声の大きさでも聞きづらかったり、少し聞き間違いが増えてくるというところです。

　２つ目に、年齢による聴力の変化で、１０歳刻みのデータによりますと、４５歳から５４歳の方の５．５％の人が聞こえにくさを感じておられます。約１８人に１人が聞こえにくさを感じる。次に、５５歳から６４歳では８．９％、１１人に１人が聞こえにくさを感じる。私も入りますけれども、６５歳から７４歳では１４．９％、７人に１人が聞こえにくさを感じる。最後ですけれども、７５歳以上の方は３４．４％、３人に１人が聞こえにくさを感じるというふうになっております。

　３つ目に、難聴の程度について、お話しします。まず軽度、２５～４０ｄＢですけれども、小声で会話することが苦手に感じる方。それから中等度、４０～７０ｄＢですが、できるだけ近くで話をしてもらう、テレビのボリュームを大きくするという段階になってきます。次に、高度、７０～９０ｄＢですが、耳元でさらに大声で話しかけられないと聞こえない、日常のほとんどの場面で聞き取りにくいという状況です。この７０ｄＢの音量は、ほとんどの方が御存じであります黒電話のベルの音が７０ｄＢです。重度になりますと、９０ｄＢ以上ですから、聞こえる音は、工事現場、自動車のクラクション、それから電車の通過音というふうにかなり重度になってまいります。高度の難聴である７０ｄＢ以上で、障害者手帳の交付の対象の可能性がある方です。

　次に、本市の聴覚に障がいのある方、聞こえに不安がある方の実態について、お尋ねいたします。身体障害者手帳の保有者数及び軽度・中度の難聴者数を教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　身体障害者手帳の保有者数につきましては、令和６年３月末時点でございますが、５８５９名。その中で聴覚に障がいのある方の人数は６２４名。そのうち、重度と呼ばれます１級・２級の方の人数につきましては１５１名、３級から６級の方の人数は４７３名となっております。

手帳の取得要件に該当しない、聞こえに不便さのある軽度・中度の難聴者の方の人数は把握ができておりません。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　聴覚障がいの手帳の保有者については６２４名とのことですが、手帳保有者以外でも、先ほども言いましたけども、５５歳で１１人に１人、６５歳以上で７人に１人、７５歳以上で３人に１人の方が聞こえにくさがあると言われております。

　また、２０２５年に団塊の世代の方は全て７５歳となられ、本年１月１日現在では、６５歳以上の高齢者は３２．２％、人口の３．１人に１人が６５歳以上、６．３人に１人が７５歳以上になります。このように高齢化が進む中で、加齢性難聴の方も増加していき、各種手続や申請に来られる高齢者の方も多くなっていると思います。

そこで伺いますが、手帳保有者や軽度・中等度の聞こえに不便さがある方へのコミュニケーションの方法について、各支所も含めてどのような応対をされておられるのか伺います。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　聞こえに不便さのある方への窓口での対応、コミュニケーションの方法につきましては、本庁、支所ともに主な方法といたしまして、耳元で話すこと、声量を上げて話すことで、会話ができる場合は会話にて対応いたしておるところでございます。会話が困難な場合では、紙やボードを使った筆談、指さしコミュニケーションボードなどを用いて対応しているところでございまして、状況に応じた方法で対応いたしておるところでございます。

また、必要な書類や持参していただく物などはあらかじめ記した用紙を用意しておき、窓口でお渡しするなど、より正確に情報を伝えられるように努めておるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　正確に情報を伝える努力に感謝いたします。

　次に、先ほど答弁いただいた、声量を上げて話すことや筆談、また、ボードを使った方法で応対されていますが、メリットもあると思いますが、デメリットはどのようなものがあるかをお示しください。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　課題といたしましては、声量を上げての会話はどうしても話している内容が漏れてしまい、プライバシーを保つことができないことがございます。

筆談や指さしコミュニケーションボードでの対応では伝えるために時間がかかってしまいますし、書くことが苦手な方や文字自体の認識が困難な方がおられることもありますので、市民の方に大きな負担がかかることもございます。

どの手法でも、職員は状況に応じて手法を変え、伝わるように対応しておりますが、伝えるべき内容が本当に伝わったのかどうか、市民の方も職員もお互いに不安を残したままの対応となってしまっていることがあるのではないかというふうには考えております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　不安が残ったままというところですけども、現在、聞こえに不安のある方の窓口での応対のため、「軟骨伝導イヤホン」という物を全国の自治体の窓口で徐々に導入されてきていますが、この軟骨伝導イヤホンについて、御存じでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　軟骨伝導イヤホンは耳の周囲の軟骨に振動を与えて、音を伝える、新しい仕組みを使ったイヤホンでございます。特徴といたしましては、イヤホンを耳に軽く当てるだけで音が聞こえ、大声での会話も必要なくなり、音漏れが少ないためプライバシーを保つことができます。また、イヤホン部の穴も凹凸のない球体のため、簡単に拭くことができ、容易に清潔さを確保することができます。高齢者や聴力に制限のある方など、聞こえづらい方をサポートすることができ、現在、自治体の窓口などで試用実施や導入が進んできているものでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、今、近隣ではどのくらいの自治体がこの軟骨伝導イヤホンを導入されておられるのか、教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　令和６年６月時点で、他市が福岡県内の導入状況を調査した結果となりますが、福岡県内で導入している自治体は２市、試用実施している自治体が１市、検討中の自治体が３市となっております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　今、６市ということで答弁をいただきましたが、その６市はどこになるのか、お教え願います。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　まず、導入済みが福岡市とうきは市、試用実施中でございます市が北九州市、検討を行っている市が筑紫野市、豊前市、田川市となっているところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、導入している自治体の設置場所や利用者の声、また、利用状況などについて分かれば、お願いします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　導入している自治体の設置場所といたしましては、本庁・支所の窓口全般に設置、あるいは、高齢者担当窓口、障がい者担当窓口、生涯学習センターの窓口といった、高齢の方や障がいのある方の来庁が多いと考えられる所への設置がなされております。

　利用者の声といたしましては、「聞こえづらい高齢者の方の使用の際に大声で話さなくても聞こえる」、「聞こえやすさや装着しやすさは良好である」といった利用者の声が挙げられております。

　また、利用状況は、高齢者・障がい者担当窓口以外の使用履歴はなく、月に１回も利用しない、二、三か月に１回の利用という自治体もあり、利用頻度についてはあまり高くないようでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　あまり高くないというようなことでしたが、先ほど答弁いただいた、市民の方も職員の方も不安を残したままの応対となっているというようなお話でしたが、飯塚市として軟骨伝導イヤホンの導入のお考えはあるのか伺います。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　本市の高齢化の状況を考えますと、聞こえに不便さのある方がこれまで以上に多くなることは十分に考えられます。他市の導入状況調査では、利用頻度はあまり高くないとはいえ、窓口対応においては有効なものであるとは考えますので、今後の導入について、調査研究・検討を行っていく必要があるというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　検討の必要があるということで、ぜひ前向きによろしくお願いいたします。

　最後、要望になりますけれども、市民の皆様は市役所への窓口に何らかの申請、申込みなどを行うために足を運ばれています。その際にスムーズなコミュニケーションが負担なく行えるように、早急に導入を考えていただくことを要望いたします。

　次に入りますが、「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の利用について」ちょっと難しい言葉でありますけれども、近年、過去に例のない危険な暑さが続いており、熱中症による救急搬送も増加しております。中には、エアコンのついた部屋から運ばれたケースもあったようです。行政の対策もこれまで以上に重要になってくるものと思います。

　総務省消防庁が８月２０日に発表した新聞報道によりますと、全国で７月に熱中症により救急搬送された人数が、前年同月の１．２倍の４万３１９５人に上っております。九州７県では、対象期間は異なりますが、４月２９日から８月１８日までで１万７０９人で、昨年５月から９月までの累計を既に上回っております。また、飯塚地区消防本部によると、令和５年は１０４件、令和６年は８月２１日現在で１０７件となっており、同じく昨年１年間を既にオーバーしており、行政として市民の安心安全をどのように行うか、待ったなしの事態になっていると思います。

環境省は本年、熱中症特別警戒アラートの発表とクーリングシェルターの指定について、発表しました。そこで、本市のクーリングシェルターの指定取組について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　熱中症対策の取組につきましては各所管で対策を取っておりますが、福祉部健幸保健課での取組をご紹介させていただきます。健幸保健課では、熱中症の予防対策や、応急処置などの啓発活動を市ホームページや市報等で広報のほか、健康づくり講座などのイベントを活用して実施しておるところでございます。

　また、気候変動適応法の改正に伴い、政府において熱中症対策実行計画が令和５年５月に閣議決定されておりまして、同計画に基づき、熱中症予防のための情報発信、熱中症警戒アラートや、今年度から発表されることとなりました熱中症特別警戒アラートについての周知や、その特別警戒アラートが発表された場合に開設するクーリングシェルターの指定を行っております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、熱中症警戒アラートと今年度から発表されることになりました熱中症特別警戒アラートの違いについて、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　熱中症警戒アラート、特別警戒アラートともに、気温が著しく高くなることで熱中症による人の健康に被害が生じるおそれがある場合に、環境省より発表されるもので、熱中症を予防することを目的として、人体と外気の熱のやり取りに着目し、１つ目に湿度、２つ目に日射・輻射などの周辺の熱環境、３つ目に気温の、３つを取り入れた指標である「暑さ指数」を基に発表されるものであります。

　熱中症警戒アラートは気温が著しく高くなることにより、熱中症により人の健康に係る被害が生じるおそれがある場合に発表されるものでございまして、福岡県では本市を含む１２か所の暑さ指数情報提供地点のいずれかの「日最高暑さ指数」の予測値が３３に達すると予測される場合に発表されます。

　熱中症特別警戒アラートは、気温が特に著しく高くなることにより、熱中症により人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものでございまして、福岡県では１２か所の暑さ指数情報提供地点の全ての「日最高暑さ指数」の予測値が３５に達すると予測される場合に発表されるものでございます。

　なお、全国的に見ても熱中症特別警戒アラート発表の基準に達した都道府県はございません。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　熱中症特別警戒アラートの発表について、答弁いただきましたが、福岡県は、先ほど１２か所ということでしたが、ちょっと調べると、宗像、八幡、行橋、飯塚、前原、福岡、太宰府、添田、朝倉、久留米、黒木、大牟田、この１２か所にある暑さ指数情報提供地点の全てで条件値を達成した場合に発表されるとありましたが、いくら飯塚市が重大な被害が生じるおそれがあっても発表されないということになりますが、いかがですか。お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　熱中症特別警戒アラートは過去に例のない広域的な危険な暑さを想定し、創設されたものでありまして、都道府県ごとに発表されるものでございます。このため、県内の暑さ指数情報提供地点のうち飯塚のみが基準を超える見込みのある場合において発表されることはございませんが、そのような場合にも対応できるよう、日頃からの熱中症予防対策について、検討を進めてまいります。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　そのようなときには、アラートを飯塚市から出せるような検討を進めていただければと思います。

　次に、今年度からの取組について、クーリングシェルターの話が出ましたが、クーリングシェルターとはどういうものなのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　冷房設備等を有するなどの要件を満たす施設を指定暑熱避難施設、いわゆるクーリングシェルターとして市町村長が指定することになり、本市でもクーリングシェルターを指定し、市ホームページ等で公表いたしております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、飯塚市が指定しているクーリングシェルターの施設について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　現在、本市のクーリングシェルターは２４施設を指定し、市ホームページで公表しておるところでございます。具体的には、１１か所の交流センターのほか、飯塚市役所と２地区の支所、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センターハーモニー、サン・アビリティーズいいづか、イイヅカコミュニティセンター、図書館５館及び防災センターの計２４施設を指定しておるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　２４施設ということでした。

　次に、クーリングシェルターについて、広報いいづか８月号で確認はしておりますが、広報いいづか以外での周知方法について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　熱中症の予防対策におきまして、熱中症警戒アラート等の情報発信は防災行政無線を活用して情報発信をしておりますが、クーリングシェルターにつきましては８月号の市報でお知らせしたほか、各地区の交流センターが発行しております交流センターだよりですとか、市のホームページで公開されております。また、福岡県が運営するホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」では、県内全ての市町村のクーリングシェルターの情報が取りまとめられておりまして、飯塚市の情報も掲載されておるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　次に、利用条件について、伺いますが、クーリングシェルターの利用条件について、具体的な要件等があればお尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表された期間中に開放いたします。ただし、開放可能日及び時間においては、それぞれの施設の通常の開館日、開館時間内に限ることとしております。

　利用につきましては特別な手続の必要はございません。多くの施設はロビー等で涼んでいただくこととなりますが、施設の空き状況に応じて開放箇所が異なる場合がございますので、ご不明な場合は施設職員にお声かけいただければ、ご案内しておるところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　よろしくお願いいたします。

次に、熱中症特別警戒アラート発表以外の日につきましてはどうなりますか。お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　熱中症特別警戒アラート発表以外の日につきましては、クーリングシェルターとしての位置づけでは開設をしておりませんが、各施設のロビー等を利用し、暑さを避け、涼んでいただくことは可能でございます。実際に本庁舎や支所におきまして、休憩をしたり、涼んでいただいている方が現在もいらっしゃるところです。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　クーリングシェルターとしての位置づけでは開設はしませんがということでしたが、分かるように、後ほども申し上げますが、よろしくお願いいたします。

　次に、他の自治体ではショッピングセンターなどの民間施設をクーリングシェルターとして指定している例があると聞きます。飯塚市で民間施設を指定する予定があるか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

　福祉部長。

○福祉部長（東　剛史）

　民間施設をクーリングシェルターに指定している例といたしましては、近隣では直方市がイオンモール直方を指定していると伺っております。本市も今年度は公共施設をクーリングシェルターとして指定いたしましたが、来年度に向け、民間施設の指定につきましても、今後、検討を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

　６番　奥山亮一議員。

○６番（奥山亮一）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、過去に例のない危険な暑さが毎年のように続き、熱中症への予防対策も今後より一層必要となり、クーリングシェルターの役割はさらに重要性を増してくると思います。公共施設以外にもこの取組を広げていただくよう検討されるとお聞きしましたので、市民の皆さんが安心安全に暮らしていけるまちづくりのために、クーリングシェルターの拡大をお願いいたします。

　また、千葉県八千代市では、クーリングシェルターのネーミングについて、子どもからお年寄りまで分かりやすく、「やちよオアシス」と命名して、のぼり旗を立てるなど、ふだんから気軽に利用いただいているようです。

これからの季節は気温も下がってくると思いますが、早めに様々な準備をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（兼本芳雄）

　暫時休憩いたします。

午後　１時２５分　休憩

午後　１時３５分　再開

○副議長（兼本芳雄）

本会議を再開いたします。５番　光根正宣議員に発言を許します。５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

公明党の光根でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今回は「投票率の向上の取組等について」と「市営住宅について」お伺いしたいと思います。

近年、全国的に各種選挙におきまして、投票率の低下が課題となって久しいものでございますが、その要因として、政治への関心の低下や政治家への信頼感が薄れていると言われております。まず、「投票率の推移について」飯塚市長選挙、飯塚市議会議員選挙の直近３回分の投票率の推移と、その傾向はどうなのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

飯塚市長選挙及び飯塚市議会議員選挙の直近３回の投票率につきましては、まず、平成２６年４月１３日執行の飯塚市長選挙の投票率が３８．３５％、次の平成２９年２月２６日執行の当該選挙の投票率が４３．１４％、続いて令和５年１１月１２日執行の当該選挙の投票率が３７．５２％でございます。また、平成３１年４月２１日執行の飯塚市議会議員一般選挙の投票率は５５．２６％、次の令和５年４月２３日執行の当該選挙の投票率は５０．７８％、続きまして令和５年１１月１２日執行の飯塚市議会議員補欠選挙の投票率が３７．５％となっており、投票率は低下傾向がずっと続いているというところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

飯塚市長選挙、また市議会議員選挙という形で、地方選挙は、国政選挙に比べてより身近な選挙でございますが、それでもやはり、低下の一途をたどっているという状況であることが分かりました。

では、飯塚市の各地域別に見た場合、投票率とその傾向についてはどうでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

地域別の投票率につきまして、直近の飯塚市長選挙の投票率で申し上げますと、飯塚地区が３７．４９％、穂波地区が３５．９５％、筑穂地区が４０．６０％、庄内地区が３４．２％、頴田地区が４６．５２％となっておりまして、地区によって投票率の差は見られますけれども、特定の要因による明確な傾向については見いだせておりません。争点や立候補の状況など、様々な要因が複合的に影響しているのではないかというふうに推察しております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

次に、年代別の投票率の推移についてはどうなっていますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

年代別の投票率につきましては、直近の飯塚市長選挙で申し上げますと、１０代が２６．１５％、２０代が１７．５９％、３０代が２６．８６％、４０代が３４．３７％、５０代が４１．０９％、６０代が４７．６８％、７０代が５１．１６％、８０代以上が３５．１８％となっておりまして、他の年代に比べて若年層と８０代以上の高齢世代の投票率が低い水準にとどまっているというところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

やはり２０代が一番低い投票率となっておるようでございますけれども、１８歳以上に選挙権の引下げが行われて、もう８年ほどたつんですけれども、その状況は他の年代と変わらないように低下傾向であると思われます。さらに８０代以上の高齢世代の投票率が低い水準にとどまっているということでございますが、多くは病気の療養などに原因があると思われますが、行きたくても物理的に投票所に行くことができないと。これも投票率低下の一因になると考えられております。高齢者に限らず、投票所への移動支援は有効な方策だと思いますが、現在、本市におきまして実施されております投票所への移動支援並びに投票所内での投票支援について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

投票者に対する移動支援につきましては、期日前投票での投票のためにコミュニティバスや予約乗合タクシー等を利用される場合に、運賃を選挙管理委員会が負担する移動支援事業を行うとともに、令和５年４月の統一地方選挙から、移動が困難な方を対象として、投票日当日に自宅から投票所へタクシーによる移動支援事業を実施しております。また、投票所内での投票支援につきましては、障がいのある方、高齢の方等、全ての有権者の方々に気持ちよく投票していただくために、全ての投票所に拡大鏡や点字器を用意するとともに、車椅子に乗ったまま使用することができる座位記載台を設置しております。また、投票用紙にご自分で記載することが難しい場合は、投票所職員へお申し出いただいた上で、投票所職員が代理で投票用紙に記載して投票する代理投票制度による対応を行っております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

ただいま代理投票という言葉がありましたけれども、この代理投票をする場合には、投票される方が投票所職員へ申出をした上で対応しているということですが、投票所で支援が必要な場合に、「投票支援カード」という物がございますが、この投票支援カードを投票所職員に渡すことで、職員が代理投票や投票所内の誘導などのお手伝いをしている自治体がございます。この投票支援カードについての飯塚市の見解と導入予定について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

投票支援カードにつきましては、投票所や期日前投票所において、代理投票やその他の支援が必要な方で、口頭による申出が困難な場合に使用していただくもので、選挙人の円滑な投票に資するものでありまして、投票支援の観点からも有用なものと考えております。したがいまして、他の自治体の取組などを参考に、導入について、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

投票支援カードは多くの自治体で活用されております。その場で記入してもらうこともできますが、あらかじめホームページからダウンロードしたものに記入したり、スマートフォンなどの画面を見せる方法などもあります。これによってスムーズに投票できるのではないかと思います。ぜひ、導入を検討していただきますよう要望いたします。

次に、期日前投票及び不在者投票についてお聞きいたします。近年、期日前投票の利用者が増加しておりますが、投票者数全体に対する期日前投票者数の割合の推移はどうなっているのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

現在、期日前投票は本庁及び４支所で実施をしておりまして、投票総数に対する期日前投票者数の割合は、補欠選挙を除く直近３回の飯塚市議会議員選挙を例に申し上げますと、平成２７年４月２６日執行の当該選挙は２８．８５％、平成３１年４月２１日執行の当該選挙は３４．３５％、令和５年４月２３日執行の当該選挙が４０．０８％となっており、期日前投票は増加傾向にあるというところでございます。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

期日前投票を有効に活用されている方が多いのは私も実感しております。この選挙制度の改正により、かつての選挙より、今は随分、利便性が向上しているのではないかなと思っております。本市も期日前投票が増加傾向にあるということでございますが、他自治体においては、市民が多く集まる大規模商業施設などを期日前投票の場所としております。このことに関しまして、本市の見解について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

頻繁に人の往来があり、アクセスのよい商業施設等に期日前投票所の増設を図ることは、買物等の際に投票できるなど、有権者の利便性が向上し、投票率の向上につながる可能性があるものとは考えております。しかしながら、県内の先進地におきまして、商業施設内での期日前投票の取組を実施した結果、最終的な全体の投票率の向上にまでは至っていないという現状もございます。したがいまして、選挙管理委員会といたしましては、このような状況を踏まえた上で、適切な本市の期日前投票所の在り方について、検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

これは以前、質問させていただきましたけれども、そのときとほぼ同じ、変わらない答弁ということでございますけども、投票率の向上の可能性はあるものの、本来、期日前に行く人が、投票場所が変わっただけで、これまで投票しなかった方を取り込むまでには至っていないという状況もあるのではないかなと感じるところでございます。今後、コスト面、またシステム等の問題があると思いますが、また、他の自治体等の状況を見ながら、ご検討をお願いしたいと思います。

投票当日、仕事や旅行などによって飯塚市外に滞在している方が投票する際に、不在者投票用紙の請求を行う必要がありますが、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン申請をすることができるようになっております。本市におきまして、その利用件数について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

マイナポータルの「ぴったりサービス」を活用いたしました不在者投票の実績でございますが、直近の市長選挙を例に申し上げますと、不在者投票のうち、遠隔地投票の申請者１６名中２名がマイナンバーカードを利用して請求を行われております。不在者投票の投票用紙のオンライン請求は、２４時間、いつでも請求ができまして、かつ投票用紙が市民の手元に届くまでの期間の短縮にもつながる等、投票機会を確保するために重要なことだというふうに考えておりますので、引き続き、市のホームページ等での周知・啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

よろしくお願いいたします。このマイナポータルを活用した不在者投票の申請が、本市でも取り組んでいることは、今回、私自身も打合せの中で知りました。そういう意味では、申請者１６名中２名と、市で２名ということはめちゃめちゃ少ないのではないかなと思いました。利便性の高い制度だと思いますので、先ほど言われましたように、ホームページに常時掲示するなど、周知の徹底をよろしくお願いしたいと思います。

次に、市内の投票所の数、投票所における有権者数及び国の設置基準について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

直近の市長選挙を実施した際の投票所の数は４５か所でありまして、そのうち、有権者数が１千人未満の投票所が５か所、１千人以上３千人未満の投票所が２９か所、３千人以上５千人未満の投票所が９か所、５千人以上の投票所が２か所というふうになっております。また、国の基準につきましては、投票所から選挙人の住所までの道程が３キロメートル以上ある遠距離地区や１投票区の選挙人の数がおおむね３千人を超える過大投票区の解消に努める旨の通知が昭和４４年５月１５日、自治省選挙部長より発出されております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

本市の投票所は４５か所あると。そのうち１千人未満から５千人以上の投票所と、投票所によって有権者にかなり差があるように思います。近年の投票所の統廃合の現状について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

近年の投票所の統廃合の現状といたしましては、投票所として利用しておりました頴田住民福祉センターが平成３０年７月の浸水被害により使用ができなくなったことによる投票所の見直しに伴いまして、令和３年執行の福岡県知事選挙より、頴田地区の投票所を６投票区から３投票区に変更いたしました。また、幸袋交流センターの移設及び楽市保育所の廃止に伴いまして、投票所でございました旧幸袋交流センター及び楽市保育所の２つの投票所につきましては、隣接する投票区とそれぞれ統合を行うこととしておりまして、今後執行される選挙時より投票所の数はこれまでより２か所減り、４３か所になる見込みというふうになっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

現在４５か所ということで、これが２か所減って４３か所になるということでございますが、今後、人口減少は進んでいきます。統廃合もやむを得ない状況になってくると思いますけれども、人によっては投票所が遠くなる方もおられるのではないかと思います。投票機会を確保できるよう対応をよろしくお願いいたします。

移動が困難な障がい者や高齢者の方が投票しやすい環境を整備するため、ワゴン車を投票所として活用した「移動期日前投票所」を導入している自治体がございますが、本市の見解について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

本市におきましても、頴田地区における投票区再編に伴いまして、令和３年４月１１日執行の福岡県知事選挙及び令和３年１０月３１日執行の衆議院議員総選挙において、移動期日前投票所を試験的に開設し、利用者に対してアンケート調査を実施いたしました。その結果、利便性向上に一定の効果が認められましたけれども、天候に左右される点や事務従事者の確保が困難であることから、現在はマイクロバスを借り上げ、廃止された投票所と期日前投票所を巡回させることで投票機会の確保に努めております。また、先ほど答弁いたしましたとおり、期日前投票での投票のためにコミュニティバスや予約乗合タクシー等を利用される場合の運賃を選挙管理委員会が負担する移動支援事業を行うとともに、移動が困難な方を対象として、投票日当日に自宅から投票所へタクシーによる移動支援事業を実施しておりますので、さらなる利用者の増加を図るため、事業の定着に向けた周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

今後、移動支援事業のほうに力を入れていくということでございますが、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に、以前、同僚議員も質問されておりましたが、投票区にかかわらず投票できる「共通投票所」について、見解をお願いいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

共通投票所制度は、平成２８年７月１０日の参議院議員通常選挙より導入されておりまして、直近の国政選挙である令和４年７月１０日執行の参議院議員通常選挙における導入実績数は、市で１３、町で１２、村が３となっており、全国で２８の自治体で開設しております。共通投票所は、住所地にかかわらず、飯塚市の有権者であればどなたでも投票できるなど、利便性の向上に資するものというふうに考えております。しかしながら、二重投票を防止するためのネットワークの構築に要する費用や従事者の確保等、導入に関する課題がございまして、中でも不正投票防止の体制づくりは、選挙の根幹に関わる問題でありますので、共通投票所の導入については、慎重に期する必要があるというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

なかなか厳しい状況でございますけど。

次に、立会人につきまして、投票立会人の選定方法、また、従事している人数及び予算額について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

投票立会人の選定方法につきましては、期日前投票は飯塚市政治学級生をはじめ、選挙管理委員補充員や投票立会人登録者、また、市内大学への依頼や「つなぐカフェ」の学生スタッフを通じての募集を行うことによりまして、大学生にも投票立会人として従事していただいております。投票日当日は、自治会長を中心に、地元の方にお願いしておりまして、直近の飯塚市長選挙の当日立会人で申し上げますと、最高齢が８８歳、最年少が１９歳、これらの方に従事していただいております。直近の市長選挙で立会人に従事していただいた方は延べ１５０名で、内訳といたしましては、期日前投票で６０名、当日投票で９０名となっております。また、予算額が１６７万７千円で、単価の内訳といたしまして、期日前の報酬が９６００円、当日の報酬が１万９００円、費用弁償が８００円というふうになっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

投票立会人の確保に多くの自治体が苦労されているとお聞きいたします。本市も同様ではないかなと思いますが、この立会人の確保が困難なために投票所を減らすという自治体もあります。本市においては、大学生の方にも投票立会人に従事していただいているということですが、若い方に選挙を身近に体験していただく機会を提供することは、政治や選挙への関心や投票への動機づけにつながるものであり、選挙啓発活動の一つとして意義あることと思います。引き続き、若い方の従事に向けた取組を進めていただきたいと思います。

最後に、当日の投票時間について、お聞きいたします。先ほども申しましたように、立会人の不足や当日夜の投票状況により、投票締切時間を繰り上げている自治体もあるようでございますが、本市の見解について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

投票時間につきましては、公職選挙法第４０条により、投票所は、午前７時に開き、午後８時に閉じると規定されておりまして、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合、または選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所の開閉時間を繰り上げもしくは繰り下げることができるとされております。直近の飯塚市長選挙における１８時以降の投票者数につきましては２４５２人となっておりまして、当日投票者数に占める割合は１０．０６％となっております。夜間の時間帯は他の時間より投票が低調な傾向というふうにはなっております。しかしながら、令和４年７月１０日執行の参議院議員通常選挙における福岡県内での導入事例は、離島や田川郡添田町や赤村、福智町等の山間部に限られております。投票時間の繰上げは、投票機会の確保や投票率に直接影響を及ぼすものでありますから、導入については慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

国としても、いまだに運用されていないインターネット投票についても、今後、本格的に検討されるかもしれません。

これまで制度上について、少しでも投票率の向上につながればとの思いでお尋ねいたしました。大変難しいとは思いますけれども、他の自治体などを研究しながら、未来のために取り組んでいただきたいと思います。私、議員も、その活動において、市民の方々に知っていただけるよう頑張ってまいりたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。次に、「市営住宅について」お聞きいたします。本市におけます市営住宅の管理戸数及び入居状況等について、お聞かせください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市が管理する市営住宅戸数は、令和６年８月１日現在で４３０６戸、うち入居戸数は２７８７戸、残りの１５１９戸が空き家となっており、入居率は６４．７２％となっております。この１５１９戸の空き家の内訳としましては、長寿命化計画に基づき、老朽化が著しく、現在の入居者の退去をもって団地全体の用途を廃止するため公募を停止している政策空き家が５２３戸、建物の傷みが激しく補修が不可能な状態となり公募を停止している住宅が２８戸、簡易な補修を行うことで、今後、公募が可能な住宅が９６８戸であり、入居が可能な住宅の実質的な入居率としましては７４．２２％となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

公募が可能な住宅が９６８戸ということで、今後順次、補修しながら公募されていくということでございますが、この公募につきまして、年間の市営住宅公募戸数、また、申込者数、入居者数の状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

過去３か年の市営住宅の公募状況で説明させていただきますと、令和３年度におきましては、公募戸数９１戸に対しまして、申込者数が３２２名で６２戸の入居、令和４年度におきましては、公募戸数１１１戸に対しまして、申込者数が３０８名で６２戸の入居、令和５年度におきましては、公募戸数１００戸に対しまして、申込者数が２８１名で６１戸の入居となっております。なお、延べ人数となっておりますので、複数回申込みをされた方もおられます。また、公募戸数に対しまして入居戸数が少なくなっておりますが、募集をかけても申込みのない住宅や当選しても辞退する方がおられるためであり、そのような住宅につきましては、次の定期募集や随時募集によって住宅を提供しているため、年間で募集した住宅のほとんどに入居していただいている状況でございます。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

公募された住宅はほとんど入居されているということでございますが、よく市民の方からご相談を受けるのは、何度も申込みをするんですけれどもなかなか当たらないということでございます。これまで公募を行った際に、申込みの倍率が高かった団地について、お聞かせください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

直近３か年で一番高い倍率の団地は、いずれも新弁分住宅団地となっており、倍率は令和３年度で４８倍、令和４年度で４２倍、令和５年度で３９倍となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

かなり高いですね。先ほど当たらないと言われましたのは全てこの団地でございます。比較的新しく、また利便性もよく、エレベーターつきであるということが人気の理由なのかなと思います。

では、公募におきまして、選定はどのようにされているのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

年４回行っております公募に付する住宅につきましては、地区に偏りがないようバランスを取りながら案内できるよう選定しております。また、公募の倍率の高い住宅につきましては、空き家になった際には、早めに公募に出せるよう努めております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

では、公募に際しての抽せん方法について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

公募により複数の申込者がおられた場合の抽せん方法につきましては、公募ごとに抽せん日を事前にお知らせし、公開抽せんにて申込者の立会の下で、番号が記載された玉を使用した回転抽せん器により行い、入居予定者１名と次点となる候補者３名を選出しております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

公募の住宅へ申込みを行い、抽せんに外れた場合の救済措置はありますでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

抽せんに外れた場合の救済措置につきましては、多回数落選優遇措置を設けており、過去の公募で落選した回数が分かるように、「市営住宅申込状況確認カード」を発行し、以降の定期募集申込時に落選された回数に応じた抽せん玉数を付与する優遇措置を行っております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

随時募集も行っているようでございますが、随時募集となる住宅はどのように選定されているのでしょうか。また、近年の募集状況がどのようになっているか、お聞きいたします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

随時募集する住宅の選定につきましては、６月と１２月に行っており、その時点で公募に付した住宅で２回申込みがない場合に随時募集住宅として選定し、募集を実施しております。また、募集状況につきまして、令和３年度募集２３戸に対して申込み１８戸、令和４年度募集２６戸に対して申込み２１戸、令和５年度募集１７戸に対して申込み１２戸となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

それでは次に、家賃及び共益費について、お聞きいたします。まず、家賃、市営住宅使用料につきまして、近年の収納率の推移について、お尋ねいたします。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

令和３年度から令和５年度の過去３年間の現年度分の市営住宅使用料、家賃の収納率の推移につきましては、令和３年度は９５．２５％、令和４年度は９５．３１％、令和５年度は９４．７４％となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

収納率はそれほど変わってないように思いますけれども、住宅使用料の滞納者に対してはどのような対応を行っておりますか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

現年度分の滞納者につきましては、各納付期限後２０日以内に督促状を発送、その後、１か月から３か月未納の滞納者に催告書を送付し、４か月分以上未納がある滞納者には、最終催告書を送付して納付を催促するとともに、納付相談に来ていただくよう指導しております。

また、催告書を送付しているにもかかわらず連絡が取れない方、納付の約束をしていても不履行が続くような方や、催告等によって、依然として連絡が取れない、納付の約束不履行が続くような滞納者に対しては、法的措置を検討しております。

この法的措置につきましては、飯塚市市営住宅使用料滞納整理要綱に基づき、明渡しの訴訟を行うこととなります。最終的に明渡しの判決が確定し、その後、裁判所に対し強制執行の申立てを行い、明渡しへと進みます。最終的な強制執行の手続を行うまでの間に相手からの和解の意思が確認でき、分割納付など、約束等の条件が整えば和解を行っております。なお、既に和解や調停により分納を行っている方も、不履行が続いた場合は強制執行により明渡しへと進みます。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

市営住宅は、セーフティーネットとしての役割が大きいということは言うまでもありませんし、それぞれ様々な状況があると思いますけれども、本来１００％納付すべきものであると思います。滞納のおそれがある方に対しては早めの対応をお願いしたいと思います。

では、市営住宅の共益費の取扱いについてはどのようになっているのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の共益費は、団地での生活上欠かせない共同施設に係る費用であり、共同施設は入居者全員が借りている施設に当たるため、入居者が共同で管理し、費用を公平に負担していただくようになっております。このようなことから、共益費が必要な住宅につきましては、入居者の皆様で金額を定めて運用されておりますので、市では取扱いを行っておりません。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

市営住宅の共益費につきましては、各団地の入居者の方々で対応されているということでございますが、これは以前も伺ったことがありますけれども、この徴収に苦慮し、滞納もあるとお聞きしております。市としてどんな対応をされているのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

住宅の管理人と入居者の中から、共益費の管理を行っている方から、管理方法や滞納についてのご相談があった場合には、助言や改善に向けての協議等を行い、必要な対応を行っております。質問議員が言われております滞納につきましては、滞納者に共益費の必要性について、説明を行い、支払いのお願いをするなどの対応を行っております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

現状、説明やお願いをすることしか手だてはないということでございますか。

次に、駐車場の空きスペースの活用について、駐車場の現在の管理区画数と契約数を教えてください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の駐車場の管理区画数は、令和６年８月１日現在で７６９区画ございます。そのうち契約済みの区画は５４５区画で、使用率は７０．８７％となっております。１住戸で契約できる区画は原則１区画でございますが、団地の駐車場の使用状況に空きがあれば、世帯の人数等により、複数区画の契約も可能となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

来客用など、一時利用できる駐車場がございますか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の駐車場につきましては、使用者からの申請に基づいて契約した上での利用となります。原則として、駐車場使用の契約ができるのは住宅の入居者になりますので、来客用等の一時的に使用できるような駐車場はございません。なお、入居者の方が訪問介護などのサービス等を利用される場合で、駐車場が必要な方には、入居者名で契約していただくことは可能となっております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

入居者の名前で契約をしていただくということでございます。駐車場の空き区画について、来客用などに有効活用することはできないのでしょうか。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅の駐車場につきましては、市営住宅本体と同様、社会資本整備総合交付金等の補助金の対象施設として整備しております。このことから、市営住宅入居者以外の方への賃貸やコインパーキングなどの一般向け利用としての目的外使用はできないと考えております。なお、ほかの自治体におきましては、市営住宅の敷地を月極駐車場やコインパーキングとして利用している事例もございますが、これらの事例は、公社等が管理を行っている場合や、敷地の一部を普通財産化するなどによって行われており、今後、本市においても、駐車場の空きスペースの有効利活用が可能かどうか、慎重に調査研究を行っていく必要があると考えております。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

全く駄目ではないということですね。分かりました。これからは、高齢化によりまして、車を持っておられない方も増えていくと思います。この空きスペースの利活用に関して、検討をしっかりとお願いしたいと思います。

では最後に、今後の市営住宅の在り方について、課題等がありましたらお聞かせください。

○副議長（兼本芳雄）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の市営住宅は、大半が昭和４０年代後半から５０年代にかけて建設され、建築年度が異なる古い住宅と新しい住宅が混在しており、場所により、住環境に差が生じていると認識しております。市営住宅の在り方につきましては、計画的かつ効率的に公営住宅の住宅ストックの更新を図るため、飯塚市公営住宅等長寿命化計画を策定し、保全管理や建て替えを計画的に行っておりますが、団地の更新には長期間を要することから、生活環境に支障を来すことがないよう、維持管理を行い、全ての入居者の方が公平公正に住環境サービスが受けられるよう、効率的で効果的な事業推進に取り組んでまいります。

○副議長（兼本芳雄）

５番　光根正宣議員。

○５番（光根正宣）

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（兼本芳雄）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明９月１０日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時１８分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２６名　）

１番　　江　口　　　徹

２番　　兼　本　芳　雄

３番　　深　町　善　文

４番　　赤　尾　嘉　則

５番　　光　根　正　宣

６番　　奥　山　亮　一

７番　　藤　間　隆　太

８番　　藤　堂　　　彰

９番　　佐　藤　清　和

１０番　　田　中　武　春

１１番　　川　上　直　喜

１２番　　田　中　英　美

１３番　　田　中　裕　二

（　欠席議員　　１名　）

２６番　　瀬　戸　　　元

１４番　　石　川　華　子

１５番　　永　末　雄　大

１６番　　土　居　幸　則

１７番　　吉　松　信　之

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　秀　村　長　利

２３番　　小　幡　俊　之

２４番　　金　子　加　代

２７番　　坂　平　末　雄

　　　２８番　　道　祖　　　満

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　上　野　恭　裕

議事総務係長　　安　藤　　　良

書記　　林　　　里　美

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　宮　山　哲　明

書記　　奥　　　雄　介

◎　説明のため出席した者

市　　　　　長　　武　井　政　一

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　桑原昭佳

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　福　田　憲　一

市民協働部長　　小　川　敬　一

市民環境部長　　長　尾　恵美子

経済部長　　兼　丸　義　経

こども未来部長　　林　　　利　恵

福祉部長　　東　　　剛　史

都市建設部長　　大　井　慎　二

市民協働部次長　　内　田　博　茂

公営競技事業所長　　松　尾　修　二

経済政策推進室長　　早　野　直　大

都市建設部次長　　中　村　　　章

企業局次長　　今　仁　　　康

選挙管理委員会事務局長　　手柴英司

環境整備課長　　尾形彰貞